

持続化補助金の上乗せ補助を行います！

矢掛町は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の小規模事業者の方を対象に、国等による持続化補助金の上乗せ補助を予算の範囲内で行います。

1 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、町内に事業所を有する小規模事業者（※1）であって、下記のいずれかの補助金（以下「全国補助金」という。）の交付決定を受け、令和2年度に補助金の額の確定を受けた方。ただし、町税等の徴収金を完納している方に限ります。

- （1）小規模事業者持続化補助金（一般型）（※新型コロナウイルス感染症による影響を受けた者が実施する事業に限ります）
- （2）小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）

（※1）常時使用する従業員数が概ね20人（商業、サービス業は5人）以下の事業者

2 補助上限額及び補助率

全国補助金名（※2）	町補助	
	補助上限額	補助率
（1）小規模事業者持続化補助金（一般型）	25万円	補助対象経費から全国補助金等の公的補助金を除いた額の1/2以内
（2）小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）		
A サプライチェーンの毀損への対応 B 非対面型ビジネスモデルへの転換 C テレワーク環境の整備		

（※2）複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同事業の場合、事業者ごとに申請を行ってください。

3 申請方法

以下の書類に必要事項等を記入の上、令和3年3月31日までに下記連絡先へ提出してください。なお、予算がなくなり次第、受付を終了しますので、お早めに申請ください。

- （1）矢掛町小規模事業者持続化支援補助金交付申請書
- （2）矢掛町小規模事業者持続化支援補助金請求書及び振込口座確認書類（通帳の写し）
- （3）全国要領に基づく実績報告書類の写し
- （4）全国要領に基づく額の確定通知書の写し
- （5）新型コロナウイルス感染症による経営上の影響を受けたことを証明する書類（※3）
（罹患役員等の診断書及び当該罹患者が役員等であることを証明する書類又は市区町村が発行した売上減少証明書）
- （6）その他町長が必要と認める書類

（※3）小規模事業者持続化補助金（一般型）のみ添付が必要

※様式等はHP（http://www.town.yakage.okayama.jp/post_17.html）からダウンロード可能です。
※本補助金の申請に必要な書類は、国等による持続化補助金の申請に必要な書類と重複しているものが多くありますので、国等への申請の際には、申請書類一式の写しを取っておいてください。

4 注意事項

- ・申請書の審査に当たり、町が有する住民登録等の情報及び町税等の徴収金を完納していることを確認いたします。（申請時に承諾いただきます）
- ・感染症防止拡大の観点から、申請書の提出に当たっては、郵便等の活用にご協力ください。
- ・本補助金は1事業者当たり年1回限りとさせていただきます。

5 お問い合わせ・提出先

〒714-1297 小田郡矢掛町矢掛3018

矢掛町 産業観光課 TEL：0866-82-1016（担当：青葉）